

## 第三次基本構想（素案） 前回審議会からの修正内容（最終版）

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案） 前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置   | 対応案（会長確認済）   | 第三次基本構想（素案） 対応後  |
|--|--|--|--|--|
| <p>はじめに</p> <p>私たちは、昭和 57 年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この 20 年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。</p> <p>このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21 世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。</p> <p>また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。</p> | <p>はじめに</p> <p>私たちは、平成 13 年（2001 年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化などを受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。</p> <p>このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。</p> <p>そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定します。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p> <p>（脚注）<br/>私たち…東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。</p> | <p>【はじめに・全体を通して】<br/>（委員）</p> <p>●直面する課題の一つに「新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活と経済への影響」が考えられます。将来起こり得る課題への対策というような表現で、課題の中に組み入れることは出来ないでしょうか。これが難しい場合には、別箇所（総合計画書の巻頭の市長あいさつ部分など）で、現状認識として記載することを検討願います。</p> <p>【はじめに・2 段目】（委員）</p> <p>●「国際化の進展によって、」の後に「これまで以上に、ますます」と追記してはどうか。</p> <p>【はじめに・5 段目】（委員）</p> <p>●基本構想、基本計画及び実施計画を総称して総合計画とすること、基本構想、基本計画及び実施計画を市の最上位計画として位置付けることについて記載すべき。</p> | <p>【はじめに・全体を通して】</p> <p>●委員意見を踏まえて、「新たな感染症の感染拡大など、想定していなかった事態の発生を受けて」と追記します。なお、別箇所での記載については、今後検討していきます。</p> <p>【はじめに・2 段目】</p> <p>●前後の文章のつながりを考慮して、追記しないこととします。</p> <p>【はじめに・5 段目】</p> <p>●委員意見を踏まえて、基本構想、基本計画及び実施計画を総称して総合計画とすることについて記載します。</p> | <p>はじめに</p> <p>私たちは、平成 13 年（2001 年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。</p> <p>この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化、<u>新たな感染症の感染拡大など</u>、想定していなかった事態の発生を受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。</p> <p>このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。</p> <p>そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、<u>総称して総合計画と</u>します。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。</p> <p>（脚注）<br/>私たち…東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。</p> |

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案   | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）                                | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|--|--|---|---|---|
| <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> | <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次<br/>この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し<br/>市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。<br/>この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p> <p>3 基本構想の見直し<br/>この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。</p> | <p>【第1章・2】（委員）<br/>●計画のPDCAサイクルを考慮して、「計画・実施・評価」の後に、「改善」を追記してはどうか。</p> | <p>【第1章・2】<br/>●委員意見を踏まえて、「改善」を追記します。</p> | <p>第1章 基本構想の意義と役割</p> <p>この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。</p> <p>1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。</p> <p>2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価・改善し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。</p> <p>3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 基本構想の前提</p> <p>1 目標年次<br/>この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。</p> <p>2 将来人口の見通し<br/>市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。<br/>この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。</p> <p>3 基本構想の見直し<br/>この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。</p> |

| 第二次基本構想   | 第三次基本構想（素案）前回案   | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置 | 対応案（会長確認済） | 第三次基本構想（素案）対応後   |
|---|--|------------------------------|------------|--|
| <p>第2章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上<br/> まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。</p> <p>2 市民自治の確立<br/> まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民が、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。</p> <p>3 市民文化の創造<br/> 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような魅力ある文化を創造していきます。</p> | <p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上<br/> まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。</p> <p>2 市民自治の確立<br/> まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。</p> <p>3 市民文化の発展<br/> 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。</p> |                              |            | <p>第3章 まちづくりの基本姿勢</p> <p>「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。</p> <p>1 市民生活の向上<br/> まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるにあたっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。</p> <p>2 市民自治の確立<br/> まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。</p> <p>3 市民文化の発展<br/> 長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。</p> |

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案   | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）   | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|--|--|---|--|---|
| <p>第3章 まちづくりの目標</p> <p>この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像<br/>東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。<br/>そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。<br/>さらには、賑わいと活力に満ちた産業を背景に、市民同士が様々な教育・文化活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。<br/>このことから、私たちがめざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』と定めます。</p> <p>2 基本目標<br/>都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>豊かな人間性と文化をはぐくむまち<br/>健康であたたかい心のかよいあうまち<br/>暮らしと産業が調和した活力あるまち<br/>環境にやさしく安全で快適なまち<br/>相互の理解と協力に支えられるまち</p> <p>3 基礎的指標<br/>(1) 目標年次<br/>目標年次は、平成33年度（西暦2021年）とします。<br/>(2) 人口<br/>目標年次までの期間における最大人口は、おおむね9万人と想定します。</p> | <p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像<br/>東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。<br/>そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感ずることが出来るまちづくりを進めることが重要です。<br/>さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることも重要です。<br/>このことから、私たちが目指す将来の都市像を『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』と定めます</p> <p>2 基本目標<br/>都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>子どもたちの笑顔があふれるまち<br/>健康であたたかい心のかよいあうまち<br/>安心・安全で利便性が高いまち<br/>心豊かに暮らせるまち<br/>環境にやさしいまち<br/>暮らしと産業が調和した活力あるまち</p> | <p>【第4章・1（3段目）】<br/>（委員）<br/>●「も重要です」は「が望まれます」あるいは「が大切です」の方が良いと思う。「も」では文章として弱過ぎるため、不適切であると思う。</p> | <p>【第4章・1（3段目）】<br/>●委員意見を踏まえて、「も重要です」は「が望まれます」に修正します。</p> | <p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。</p> <p>1 都市像<br/>東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。<br/>そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感ずることが出来るまちづくりを進めることが重要です。<br/>さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。<br/>このことから、私たちが目指す将来の都市像を『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』と定めます</p> <p>2 基本目標<br/>都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。</p> <p>子どもたちの笑顔があふれるまち<br/>健康であたたかい心のかよいあうまち<br/>安心・安全で利便性が高いまち<br/>心豊かに暮らせるまち<br/>環境にやさしいまち<br/>暮らしと産業が調和した活力あるまち</p> |

| 第二次基本構想   | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置   | 対応案（会長確認済）  | 第三次基本構想（素案）対応後   |
|---|---|--|---|--|
| <p>第4章 まちづくりの基本施策</p> <p>この「まちづくりの基本施策」は、人と自然が調和した生活文化都市 東大和を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり</p> <p>市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます。また、自主的で多彩な文化・余暇活動を振興するための環境をつくり、豊かな人間性と文化をはぐくむまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要な応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習社会を構築していきます。</p> <p>○ 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。</p> <p>○ 家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、そのための条件整備に努めていきます。</p> <p>○ 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリエーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。</p> | <p>第5章 まちづくりの基本施策</p> <p>「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都などが実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり</p> <p>次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、<u>取組</u>を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) <u>家庭や学校を含め</u>、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【第5章・冒頭（2段目）】（委員）</p> <p>●「国・東京都」の後に「事業者」を追記した方が良いのではないかと。「事業者」は東大和市における活動の主体である「私たち」に含まれてはいるが、廃棄物処理、医療、福祉関係など、事業者が実施主体となり得るものがあるため、その推進を要請できるようにしておく必要がある。また、「国・東京都など」の「など」は具体的に何を指しているのか。</p> <p>【1・冒頭】（委員）</p> <p>●教育に関する記述なので、「取組を推進」は「教育活動を推進」とするのはどうか。</p> <p>【1・(2)】（委員）</p> <p>●「家庭や学校を含め、地域社会が一体となって」は「家庭、学校、地域社会が一体となって」の方が良い。前回の事務局案では、家庭、学校が地域社会に含まれるとの説明であったが、疑問がある。子どもの健全育成にとっては、まず家庭教育環境があり、次に一つの組織としての学校教育環境があり、さらに大きな環境としての地域社会があると考え。そして、それぞれの環境は、子どもの健全育成にとって、とても重要であると思う。</p> | <p>【第5章・冒頭（2段目）】</p> <p>●第三次基本構想（素案）では、「事業者」は、「市民」「市」と同様、東大和市における活動の主体の一つとして整理しています。このため、当該箇所に「事業者」を追記すると、全体の考え方との矛盾が生じますので、追記はしないこととします。</p> <p>なお、「など」については、指し示すものが不明確であるため、委員意見を踏まえて、削除します。</p> <p>【1・冒頭】</p> <p>●委員意見を踏まえて、修正します。</p> <p>【1・(2)】</p> <p>●委員意見を踏まえて、修正します。</p> | <p>第5章 まちづくりの基本施策</p> <p>「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想のもとに積極的に対応していきます。</p> <p>また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。</p> <p>1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり</p> <p>次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、<u>教育活動</u>を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) <u>家庭、学校、地域社会が一体となって</u>、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。</p> |

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）   | 第三次基本構想（素案）対応後   |
|--|---|---|--|--|
| <p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり</p> <p>市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な福祉施策を展開していきます。また、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制を整備していきます。また、生涯の各時期に必要な応じた保健・医療サービスを充実していきます。</p> <p>○ 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるような介護・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ 少子化が進行する中、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるような育児・生活支援サービスを充実していきます。</p> <p>○ 市民と行政の連携により地域福祉を推進するとともに、市民の誰もが安心して社会参加できるユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備に努めていきます。</p> | <p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり</p> <p>誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、福祉施策を展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【2・冒頭】（委員）</p> <p>●感染症対策について記載する必要はないでしょうか。（委員）</p> <p>●感染症対策を視野に入れて、「保健・医療体制の確立（あるいは充実）」という表現を追記したい。</p> <p>【2・(1)】（委員）</p> <p>●感染症対策に関する文言も追記した方が良いと思いました。「取組を推進して」の後に、「正確な情報を市民と共有しながら」と追記してはどうでしょうか。</p> | <p>【2・冒頭】</p> <p>●委員意見を踏まえつつ、「福祉施策」を「保健・福祉施策など」に修正します（当市は保健所の設置市でないことを考慮して、「医療」は追記しないこととします）。</p> <p>【2・(1)】</p> <p>●現在の感染症対策の状況を踏まえると、「正確な情報の共有」は重要ですが、他分野においても同様のことがいえますので、追記はしないこととします。</p> | <p>2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり</p> <p>誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉施策などを展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> |

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案   | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）  | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|--|--|---|---|---|
| <p>3 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり</p> <p>市民の暮らしの視点から、就労機会の拡充や勤労者福祉の向上、消費者保護などの施策を展開して、市民生活の安定と向上に努めていきます。また、地域の特性や生活環境に十分配慮した産業の振興を図って、地域経済の自立性を高めていきます。そして、市民と事業者が相互に理解し協力しあって地域の発展に努め、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 関係機関と連携して、労働環境の向上と福利厚生充実の充実、就労機会の拡充等に努めていきます。</p> <p>○ 消費者意識の高揚に努めて自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護の体制を整備していきます。</p> <p>○ 環境保全などの多面的な機能をもつ農地を守り、市民との交流等を促進するためのふれあい農業を推進していきます。</p> <p>また、生産環境と生活環境が調和した工業地域の土地利用を図るとともに、新たな都市型産業の育成と誘導に努めていきます。</p> <p>さらに、利便性に富み、親しみやすい商店街を育成していくとともに、商業・業務核の形成に努めていきます。</p> | <p>3 安心・安全で利便性が高いまちづくり</p> <p>大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住みたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安心・安全で利便性が高いまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、まち並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【3・冒頭】（委員）</p> <p>●感染症は、大きくとらえると、自然災害に含まれると思います。「大地震や風水害」の後に「世界的感染症」と追記してはどうでしょうか。</p> <p>【3・(1)】（委員）</p> <p>●近年、自然災害が多発しており、災害に対する方策等を、もう少し具体的に表現した方が良いと思う。（委員）</p> <p>●感染症対策を念頭に、「生命や財産を守ることができる」の後に「体制整備と組織作りを進める」と追記してはどうか。</p> <p>【3・(3)】（委員）</p> <p>●「まち並み」は「街並み」の方が良いと思う。</p> | <p>【3・冒頭】</p> <p>●感染症対策は防災の一環としてとらえることもできますが、第三次基本構想（素案）では、健康・保健分野の取組として整理しているため、追記はしないこととします。</p> <p>●災害に対する方策等については、基本計画の中で明示する予定です。</p> <p>●感染症対策の位置付けは【3・冒頭】のとおりであり、体制整備や組織作りは、他分野においても同様のことがいえますので、追記はしないこととします。</p> <p>●委員意見を踏まえて、修正します。第三次基本構想（素案）では、「まち」はひらがな表記で統一していますが、「街並み」は一つの単語として解釈して、漢字表記とします。</p> | <p>3 安心・安全で利便性が高いまちづくり</p> <p>大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住みたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安心・安全で利便性が高いまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。</p> |

| 第二次基本構想   | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置   | 対応案（会長確認済）                           | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|---|---|--|--------------------------------------|---|
| <p>4 環境にやさしく安全で快適なまちづくり<br/>市民が愛着と誇りをもち、住み続けたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。</p> <p>また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 将来の都市構造を踏まえた市街地整備の方針に基づいて、道路、交通、公園・緑地、河川などの都市的施設を整備し、秩序あるまちづくりを推進していきます。</p> <p>○ 緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進していきます。</p> <p>○ 災害や犯罪、交通事故等を防止するための施設や体制を整備し、市民の生命と財産を守っていきます。</p> <p>○ 市民や事業者等の意識の高揚を図って、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます。</p> | <p>4 心豊かに暮らせるまちづくり<br/>誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組んでいきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、誰もがスポーツなどを通じて健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【4・(5)】(委員)<br/>●東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の推進方針である「いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむ」の文言を使用して欲しい。</p> | <p>【4・(5)】<br/>●委員意見を踏まえて、修正します。</p> | <p>4 心豊かに暮らせるまちづくり<br/>誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組んでいきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりを進めていきます。</p> <p>(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。</p> |



| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置   | 対応案（会長確認済）   | 第三次基本構想（素案）対応後   |
|--|---|--|--|--|
| <p>5 相互の理解と協力に支えられるまちづくり</p> <p>市民が等しく社会を構成する一員として、安心して生活を営むことのできる環境づくりに努めていくとともに、市民による市民のための自主的で多彩な社会活動を展開していきます。また、地域を越えた広域的な連携をも深めて、相互の理解と協力に支えられるまちの実現をめざしていきます。</p> <p>○ 男女の共同参画を基本として、家庭、学校、職場、地域等が一体となり、誰もが社会の構成員として対等な生活を送ることができる環境づくりに努めていきます。</p> <p>○ 市民と行政との情報の共有化を促進し、多様な情報を享受できるような体制を整備していくとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備に努めていきます。</p> <p>○ 自主的で多彩なコミュニティ活動やボランティア活動、民間非営利活動などを促進するための体制を整備し、そうした諸活動への参加と行動を通して自治意識の高揚を図っていきます。</p> <p>○ 都市間の交流の輪を広げて、広域的な相互理解、相互協力の関係を築き上げていくとともに、国際化、平和・友好に向けた社会の醸成に努めていきます。</p> | <p>5 環境にやさしいまちづくり</p> <p>誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である緑や水などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組み、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 良好な生活環境を確保するための取組や、限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【5・全体】（委員）</p> <p>●生物多様性は、項目としてあげられている(1)自然環境(2)廃棄物(3)エネルギーのいずれかに属するのではなく、全ての上位概念であって、全てに関連します(いきものとか緑とかそんな概念ではなく、むしろ「環境」という言葉よりも上位だったり並列だったりします)。なので、(1)に生物多様性の概念を入れるのは誤りで、5の主文に入れるべきで、できれば、項を新たに立てて、そこに生物多様性保全を記載すべきです。主文は3行目の所を「貴重な地域資源である緑や水などの自然環境と様々な生態系サービスをもたらす生物多様性を持続的に保全・活用・創出していきます。」とし、新たに項を立てて「(4)あらゆる市民生活の基盤となる生物多様性を保全し、その恩恵を次世代に向けて享受し続けられるまちづくりを進めていきます。」とするのはいかがでしょうか。主文に入れるのは必須としても、項を立てるのがしんどいのであれば、(1)の中でもいいかもしれませんが。</p> <p>【5・(2)(3)】（委員）</p> <p>●確かにゼロエミッションの考え方が入っていないわけではないですが、前回審議会では「もっと前向きにやろうという姿勢が欲しい」という趣旨で言いました。ゼロエミッションというのは、あくまでも排出ゼロを目指すものなので、ここは「ゼロを目指す」とした方が、前向きな姿勢が出ていいし、ごみ排出に関しては、その処理のことを考えるとかなり逼迫した状況にあると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>【5・(3)】（委員）</p> <p>●これだけ地球温暖化が世界中で課題となっており、東京都は「2050年に都内のCO2排出量実質ゼロ」を公言していますし、全く触れないというのはいかがなものかと思えます。</p> | <p>【5・全体】</p> <p>●生物多様性については、生物多様性基本法の規定や、2010年の生物多様性条約締結国会議で採択された「愛知目標」などがあり、大きな概念であることは理解しております。</p> <p>しかし、多くの市民の方にとっては難しい概念であり、わかりやすい基本構想づくりという視点から、その表記を検討する必要があります。</p> <p>当市では、生物多様性の確保に関する具体的取組の一つとして、狭山丘陵のオオムラサキ(蝶)やトウキョウサンショウウオの保護活動を実施しています。子どもたちも活動に参加しており、市民の方にとって身近で、わかりやすい取組です。</p> <p>このようなことから、生物多様性の確保に関しては、その大きな概念よりも、具体的取組を念頭に置いた記載の方が望ましいと考え、(1)において、狭山丘陵の自然を守ることと併記して、「生物多様性の確保」と記載しました。以上のことから、修正はしないこととします。</p> <p>【5・(2)(3)】</p> <p>●理想的な姿として「ゼロを目指す」ことは重要ですが、第三次基本構想(素案)全体の記載レベルと整合を図る必要があります。</p> <p>他の基本施策においては、数値的な目標は設定しておりません。このため、「ゼロを目指す」と表記した場合、当該箇所のみ強い表現となり、全体のバランスを欠くと考えられますので、修正はしないこととします。</p> <p>【5・(3)】</p> <p>●委員意見を踏まえ、地球温暖化対策について、追記します。</p> | <p>5 環境にやさしいまちづくり</p> <p>誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である緑や水などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組み、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 良好な生活環境を確保するため、<u>地球温暖化対策</u>や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。</p> |

| 第二次基本構想  | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）  | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|--|---|---|---|---|
| <p>第5章 基本構想を実現するために<br/>この基本構想を実現するため、市民と行政がまちづくりの役割を分担し合えるような協働関係を構築していくとともに、事業者や近隣市町村・都・国などと連携して、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、その限らない英知と努力を結集して幾多の困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現をめざしていきます。</p> <p>○ 地方分権の進展にあわせ、市民サービスの向上を前提とした簡素で効率的な行財政運営を確立していきます。また、全体の奉仕者として、市民や地域社会の期待に的確に応えることができる人材の育成に努めていきます。</p> <p>○ 市民が主体的に地域社会の活動などにかかわり、行政の計画や実施過程に意見や要望を反映させていけるような市民参加の機会を拡充していきます。そのため、行政手続の明瞭化や情報公開など、行政の透明化を高めるとともに、広報・広聴活動などの一層の充実を図っていきます。</p> <p>○ 市民生活圏の地域を越えた拡大が進む中、自治体相互の自主性や自立性を尊重しつつ、近隣市町村との連携を深め、一層の広域的な地域資源の有効活用を推進していきます。</p> | <p>6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり<br/>市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 創業支援を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興に<u>取り組む</u>とともに、勤労者福祉の<u>向上を図り</u>、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます</p> | <p>【6・(1)】(委員)<br/>●「創業支援」は「創業支援等」に修正した方が良い。<br/>(委員)<br/>●「勤労者福祉」よりも「勤労者支援」の方がわかりやすいと思います。具体例(ワークライフ・バランスなど)を明示するのはいかがでしょうか。また、「向上を図り」が「より良い経済循環」にどう繋がるか、明確に伝わらないように感じました。</p> | <p>【6・(1)】<br/>●委員意見を踏まえて、修正します。<br/>●委員意見を踏まえて、修正します。なお、「勤労者支援」の具体的な内容については、基本計画の中で明示する予定です。</p> | <p>6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり<br/>市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。</p> <p>(1) 創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を<u>図る</u>とともに、勤労者<u>支援に取り組む</u>、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。</p> <p>(2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。</p> <p>(4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます</p> |

| 第二次基本構想 | 第三次基本構想（素案）前回案  | 審議会委員意見<br>※【 】は、左欄（前回案）での位置  | 対応案（会長確認済）   | 第三次基本構想（素案）対応後  |
|---------|---|---|--|---|
|         | <p>第6章 基本構想を実現するために<br/>この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。</p> <p>そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。</p> <p>1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や近隣市町村との連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。</p> <p>2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。</p> <p>3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。</p> | <p>【第6章・冒頭】（委員）</p> <p>●「限りある財源や人的資源の中で」は削除したいと考えます。限界があることは承知していますが、今後、状況によっては、限界を超えた行動や財政出動が必要になるかもしれません。そのことを想定した場合、限界値として捉えられそうな表現は慎むべきと考えます。</p> <p>【第6章・1】（委員）</p> <p>●今後、市独自で解決できない事象が多くなることが考えられるため、「広域連携の強化あるいは推進」をどこかで表現することは出来ないでしょうか。</p> | <p>【第6章・冒頭】</p> <p>●今後、財政状況等はより一層厳しさを増すことが予想されます。限界を超えた対応が必要となる可能性もありますが、基本的な考え方としては、財源や人的資源に限りがあることを前提とした行財政運営が必要であると考え、修正はしないこととします。</p> <p>【第6章・1】</p> <p>●委員意見を踏まえて、修正します。</p> | <p>第6章 基本構想を実現するために<br/>この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。</p> <p>そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。</p> <p>1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。</p> <p>2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。</p> <p>3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。</p> |

※その他の委員意見

| 委員意見  | 事務局回答  |
|---|--|
| 確認しました。前回の審議会での意見が反映されています。意義ありません。   | ご意見ありがとうございました。  |
| 修正内容について、おおむね同意です。  |  |
| 特にありません。  |  |
| 特にありません。  |  |
| 特にありません。審議了承です。   | 現時点においては、新型コロナウイルス終息後の状況を見通すことは困難ですので、今後、必要に応じて検討していきたいと考えております。 |
| 特記事項はありません。<br>ですが…気になったのは、コロナが終息した後も、この内容で大丈夫なのか気になります。今後の生活、経済はどのように変化してゆくのでしょうか。コロナが発生する前の状態であれば、この内容で良いと思います。 |  |